



山形県公報

平成24年11月2日(金)
第2391号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県表彰規則の一部を改正する規則……………(秘書広報課) ……1251

告 示

- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……1252
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1254
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……1255
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 指定管理者の指定……………1256
- 同……………同

公 告

○平成25年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………(教育委員会) ……同

規 則

山形県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

山形県表彰規則の一部を改正する規則

山形県表彰規則(昭和24年4月県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「者」を「もの」に改める。

第2条中「氏名」を「氏名又は名称」に改め、「県公報その他の方法により」を削る。

第3条中「者」を「もの」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 表彰されるべきもの又は表彰されるものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者(刑法(明治40年法律第45号)第27条若しくは第34条の2第1項又は恩赦法(昭和22年法律第20号)の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び同条第2項の規定により刑の免除の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。)

(2) 破産の宣告又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 前2号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められるもの

第4条中「者が禁錮以上の刑に処せられた」を「ものが次の各号のいずれかに該当する」に、「取消し又は表彰

状を返還させる」を「取り消す」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、表彰を取り消すべき事由があると認められるもの
- 第5条並びに第6条第1項及び第2項中「者」を「もの」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に1条を加える改正規定及び第4条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2及び第4条の規定は、平成25年4月1日以後に表彰審査委員会に諮問されるものについて適用し、同日前に表彰審査委員会に諮問されたものについては、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第1041号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成24年10月24日次のとおり通知があった。

平成24年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

平成24年11月7日以降事件解決の日まで

3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鑑31番3号

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

庄内医療生活協同組合

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同 文園町9番34号

社会福祉法人やまがた虹の会

介護老人保健施設かけはし

同 民田字代家田100番1号

社会福祉法人やまがた虹の会

通所リハビリテーションかけはし	同	
社会福祉法人やまがた虹の会 デイサービスかけはし	同	
社会福祉法人やまがた虹の会 グループホームかけはし	同	
社会福祉法人やまがた虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人やまがた虹の会 ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人やまがた虹の会 居宅介護支援事業所老人保健施設かけはし	同	
社会福祉法人やまがた虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同	民田字代家田99番1号
社会福祉法人やまがた虹の会 ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会 本間病院		酒田市中町三丁目5番23号
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会 のぞみ診療所	同	中町三丁目4番12号
医療法人健友会 訪問看護ステーションかがやき	同	中町三丁目3番18号
医療法人健友会 本間病院在宅介護支援事業所	同	中町三丁目5番23号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	中町三丁目3番18号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院酒田医療センター	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番1号
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3034番地
医療法人社団松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス		山形市旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会 わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂ホームヘルパーステーション	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会		

- 地域包括支援センターかがやき 同
- 医療法人社団松柏会
- 介護療養型老人保健施設木の実 同
- 医療法人社団松柏会
- サービス付高齢者向け住宅グランドホームはたごまち 同
- 医療法人社団松柏会
- 至誠堂とかみクリニック 同 富神前48番5号
- 医療法人篠田好生会
- 篠田総合病院 同 桜町2番68号
- 医療法人篠田好生会
- 千歳篠田病院 同 長町二丁目10番56号
- 医療法人篠田好生会
- 天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目7番1号
- 社会医療法人二本松会
- 山形さくら町病院 山形市桜町2番75号
- 社会医療法人二本松会
- 上山病院 上山市金谷字下河原1370番地

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第1042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月2日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日
平成24年10月18日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第1043号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年11月2日

山形県知事 吉村美栄子

事業名	地区名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	湯尻米出地区	平成24年1月31日

山形県告示第1044号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年11月2日

山形県知事 吉村美栄子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	大 黒 地 区	平成24年3月8日

山形県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成24年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 仁田山平岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡金山町大字山崎字三枝1556番1から 同 1555番1まで	旧	27.0メートル } 13.0	メートル 75
同 上	新	15.5メートル } 11.0	同 上

山形県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成24年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 仁田山平岡線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字山崎字三枝1556番1から
同 1555番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月2日

山形県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成24年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市金山字八幡前5130番1から
同 字明神前5397番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月5日

山形県告示第1048号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 温海都市計画道路
 - (2) 名 称 1・5・1号鼠ヶ関温海線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 鶴岡市鼠ヶ関字奥田、中道及び横路、早田字山添、河内、前沢、山崎及び戸ノ浦、小岩川字大磯、出口、南沢、大沢、北沢、小川内及び境沢並びに大岩川字沢山、岩清水及び中川原地内

(2) 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成24年11月2日から同年11月16日まで

(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所及び鶴岡市温海庁舎

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県青年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 公の施設の名称 山形県青年の家
2 指定した団体 山形市大字志戸田550番地 山形県青年の家管理企業体
3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県教育委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館
2 指定した団体 山形市長苗代61番地 財団法人山形市体育協会
3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

平成25年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成24年11月2日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

1 山形県立高等学校全日制的課程及び定時制の課程

Table with 4 columns: School Name, Full-time Course, Part-time Course, Remarks. Row 1: 山形県立山形東高等学校, 普通, 240, (empty).

同	山形南高等学校	普通 理数		240 40			
同	山形西高等学校	普通		240			
同	山形北高等学校	普通 音楽		200 40			
同	山形工業高等学校	工業	機械システム 電子システム 情報システム 建築システム 環境システム	80 40 40 40 40			
同	山形中央高等学校	普通 体育		200 80			
同	霞城学園高等学校				普通	午前 40 午後 40 夜 40	
同	上山明新館高等学校	普通 農業 商業	食料生産 情報経営	200 40 40			
同	天童高等学校	総合		160			
同	山辺高等学校	家庭 看護	食 物 福 祉 看 護	40 40 40			
同	寒河江高等学校	普通		200			
同	寒河江工業高等学校	工業	機 械 電 子 機 械 情 報 技 術	40 40 40			
同	谷地高等学校	普通		120			
同	左沢高等学校	総合		120			
同	村山農業高等学校	農業	農産システム 環境クリエイト	40 40			
同	楯岡高等学校	普通		200			
同	東根工業高等学校	工業	機械システム 電子システム プロダクトデザイン	40 40 40			
同	北村山高等学校	総合		160			
同	新庄北高等学校	普通		200	普通	夜 40	
	最上校	普通		40			
同	新庄南高等学校	普通 商業	総合ビジネス	120 40			
同	新庄神室産業高等学校	農業 工業	生物生産 生物環境 機械システム 電気システム 環境デザイン	40 40 40 40 40			
同	金山高等学校	普通		40			
同	真室川高等学校	普通		40			

同	米沢興譲館高等学校	普通 理数		160 40					一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
同	米沢東高等学校	普通		160					
同	米沢工業高等学校	工業	機 械 生産システム 電 気 意 匠 情 報 建 築 環 境 工 学	40 40 40 40 40 40	工業	産業	夜 40		全日制の課程において、機械科と生産システム科、電気科と意匠情報科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス 国際ビジネス 情報ビジネス	80 40 40					
同	置賜農業高等学校	農業	生 物 生 産 園 芸 福 祉 食 料 環 境	40 40 40					
同	南陽高等学校	普通		200					
同	高島高等学校	総合		120					
同	長井高等学校	普通		200					
同	長井工業高等学校	工業	機械システム 電子システム 福祉生産システム	40 40 40					
同	荒砥高等学校	総合		80					
同	小国高等学校	普通		80					
同	鶴岡南高等学校	普通 理数		160 40					一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
同	鶴岡北高等学校	普通		160					
同	鶴岡工業高等学校	工業	機械システム 生産システム 電気電子システム 情報通信システム 建築システム 環境システム	40 40 40 40 40 40	工業	工業技術	夜 40		
同	鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 160					
同	加茂水産高等学校	水産	海 洋 技 術 海 洋 資 源	40 40					
同	庄内農業高等学校	農業	生 物 生 産 園 芸 科 学 生 物 環 境	40 40 40					
同	山添高等学校	普通		40					
同	庄内総合高等学校	総合		120					
同	酒田東高等学校	普通		200					
同	酒田西高等学校	普通		200	普通		夜 40		

同	酒田光陵高等学校	普通 工業	機 械	120			
			電 子 機 械	40			
			エネルギー技術	40			
			環 境 技 術	40			
			商 業 情 報	120			
		国 際 経 営	40				
同	遊佐高等学校	普通		40			

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記1「平成25年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 鶴岡南高等学校	普 通	80

(注) 入学志願に係る詳細については、別記2「平成25年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	普 通	若干名
		保健医療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14
同 米沢養護学校	米沢市、南陽市、長井市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	14
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普 通	14
同 村山特別支援学校	山形市、寒河江市、上山市、天童市、山辺町、中山町、西川町、朝日町、大江町	普 通	11
同 楯岡校	村山市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

- (注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。
 2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成25年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看護	40

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記4「平成25年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	理 療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	商業技術	若干名
		生産技術	若干名

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記5「平成25年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記1

平成25年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学者選抜を志願することのできる者は、平成25年3月に山形県内の中学校又はこれに準ずる山形県内の学校（以下第1において「中学校」という。）を卒業する見込みの者で、志願先高等学校の推薦要件を満たし、かつ在籍中学校長の推薦を得た者とする。

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

イ 共通に必要な書類

(イ) 推薦入学願書

(ロ) 在籍中学校長の推薦書

(ハ) 調査書

ロ 個別に必要な書類

(イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成25年1月23日（水）から1月29日（火）正午までの間に、在籍中学校長を經由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施等される適性検査、作文・実技検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

(1) 面接、適性検査及び作文・実技検査等は、平成25年2月7日（木）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成25年2月15日（金）必着で、在籍中学校長あて郵送する。た

だし、合格者の発表は、平成25年3月17日（日）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成25年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立金山高等学校、県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成25年1月23日（水）から1月29日（火）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、平成25年2月8日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成25年2月15日（金）必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成25年3月17日（日）に行う。

第3 一般入学者選抜

1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 平成25年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

イ 入学願書

ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成25年2月20日（水）から2月26日（火）正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 学力検査は、平成25年3月10日（日）に志願先高等学校で受検するものとする。

(2) 面接は、平成25年3月10日（日）学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成25年3月11日（月）とすることがある。

(3) 適性検査は、平成25年3月11日（月）に志願先高等学校で行うものとする。

(4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成25年3月17日（日）に受検番号によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成25年4月1日現在で20歳以上の者とする。

2 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 入学願書

(2) 出身中学校の卒業証明書

(3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成25年2月20日（水）から2月26日（火）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(1) 作文及び面接は、平成25年3月10日（日）に行う。

(2) 合格者の発表は、平成25年3月17日（日）に受検番号によって行う。

第5 注意事項

1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成25年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

平成25年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成25年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成25年度入学予定者に限る。

2 募集区域

県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期限

平成25年3月1日（金）から3月22日（金）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、平成25年3月28日（木）までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

5 その他

(1) 細部については、平成25年山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるもの

とする。

- (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

別記3

平成25年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成25年3月卒業見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校においては、知的発達^{ちてき}の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学志願及び調査書等の提出

- (1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校並びに特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

- (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行うとともに、志願者の在籍又は出身学校長を経由し、志願者に通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

平成25年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

第1 山辺高等学校専攻科（看護）

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を、平成25年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

平成25年1月25日（金）から1月31日（木）正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

平成25年2月15日（金）正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

平成25年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 高等学校又は特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部を平成25年3月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

(2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。